

赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び
赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
指定管理業務特記仕様書

佐 渡 市

赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び 赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉 指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市赤泊農林漁業宿泊体験施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等を活用しつつ、地域の豊かな自然環境や歴史を生かし、地域特産品の販売や地場産品を使用した料理の提供、都市と農村の交流促進並びに、地域住民の健康増進や保養、コミュニティづくりを目的とし、宿泊又は休憩のための施設を提供することにより、地域振興の向上を図り本市の活性化に貢献することにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は33,600,000円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 佐渡市赤泊農林漁業宿泊体験施設の設置及び管理に関する条例
- (2) 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- (3) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (4) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (5) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (6) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 条例第5条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第9条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別表3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第10条 佐渡市は、第8条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表4に定める備品等I種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等I種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等I種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等I種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第11条 指定管理者は、管理物品のうち別表5に定める備品等II種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等II種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等I種及びII種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の修繕等)

第12条 管理施設の改造、増築、移設については、佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては指定管理者が20万円を負担し、佐渡市が残額を負担して実施する。1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表2の財団法人全国自治協会建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第13条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

(1) 平成23年3月31日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業

(2) 前号に掲げるもののほか、別表6に定める契約

(その他)

第14条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が

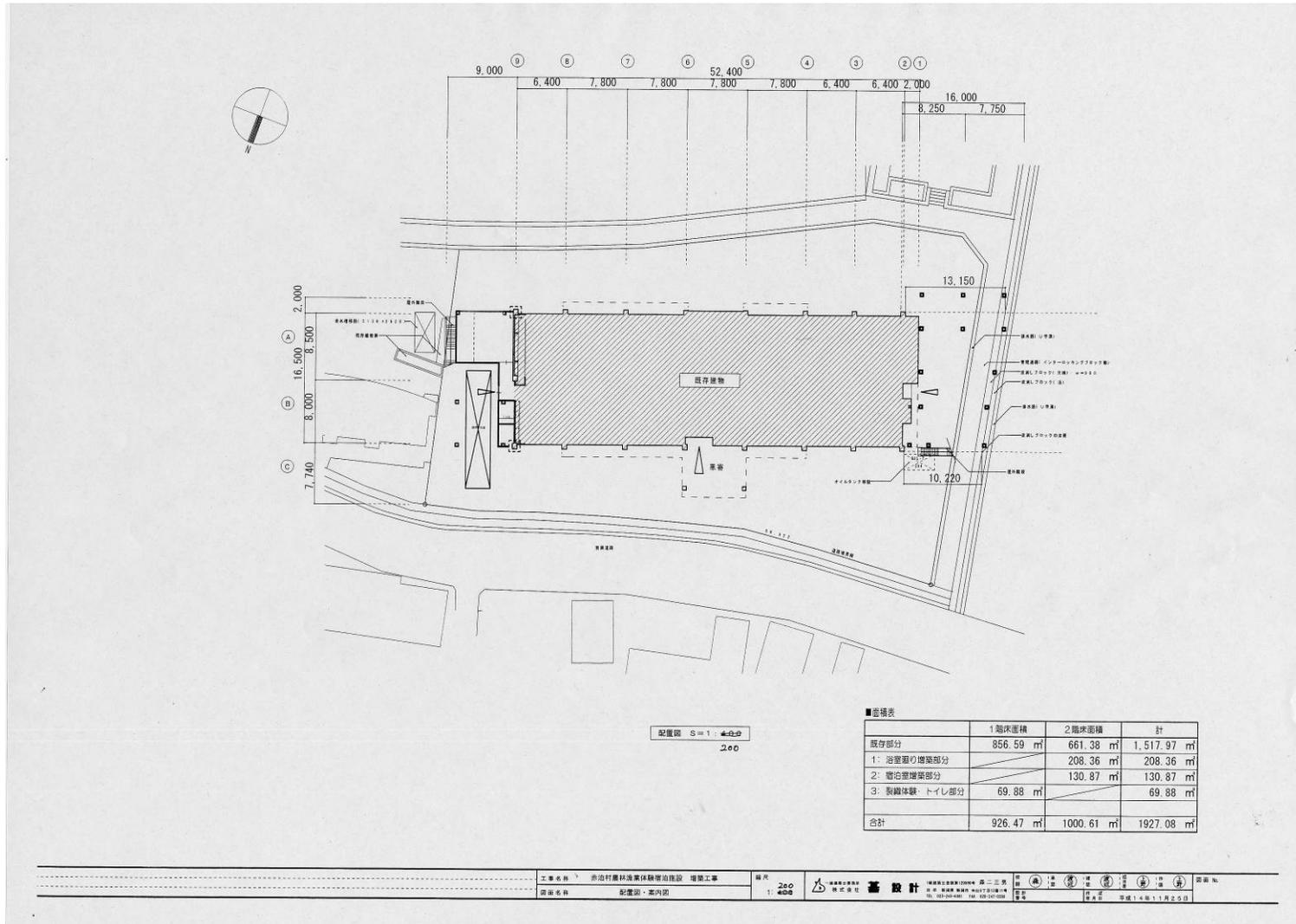
生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設（第7条関係）

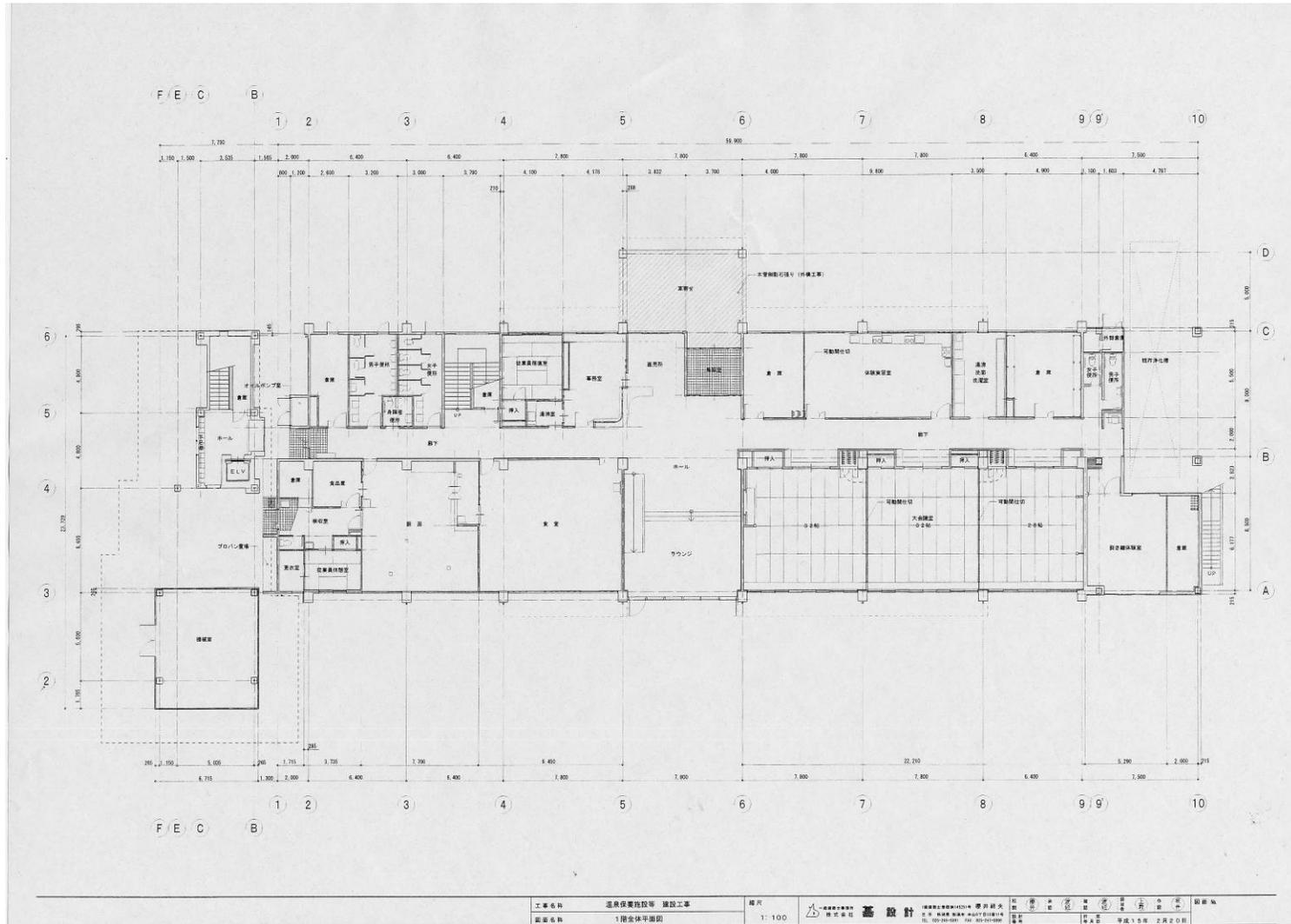
施設 の 名 称		赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜（以下「サンライズ城が浜」という。） 赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉（以下「あかどまり城が浜温泉」という。）	
施設 の 所 在 地		佐渡市三川2915番地3	
施設概要	建 築 構 造	サンライズ城が浜 鉄筋コンクリート造 2階建て あかどまり城が浜温泉 鉄骨2階建て	
	敷 地 面 積	サンライズ城が浜、あかどまり城が浜温泉 合計 2,057.28 m ²	
	建 築 延 面 積	サンライズ城が浜 1,724.66 m ² あかどまり城が浜温泉 365.84 m ²	
	開 館 日	平成13年 6月1日 サンライズ城が浜 平成15年10月1日 あかどまり城が浜温泉	
	施設構成	<p>サンライズ城が浜 宿泊室 全12室（52人収容） 大広間 和室（3分割可能）90畳 1室 会議室 ミーティングルーム（2分割可能・50名収容）1室 実習室 自炊室（合宿対応）1室 裂織室（裂織機5台）1室 湯沸、洗面室 コインランドリー4台 食堂（40名収容） 売店</p> <p>あかどまり城が浜温泉 湯場 大浴場 男女各1 休憩室 和室（24畳）1室 エレベーター（乗用600kg）1基</p> <p>参考資料1「施設図面」参照</p>	
	設 備	漁業体験準備施設 木造平屋建て 60.00 m ² その他詳細な設備の状況については閲覧対応とします。	
利用者実績	平成19年度	宿泊者数 3,688名 日帰利用者数 6,377名 体験利用者数 632名 温泉利用者 14,331名	
	平成20年度	宿泊者数 3,526名 日帰利用者数 7,607名 体験利用者数 1,163名、温泉利用者数 15,111名	
	平成21年度	宿泊者数 4,231名 日帰利用者数 6,325名 体験利用者数 1,057名、温泉利用者数 11,416名	
使用料実績	平成19年度	27,083千円	
	平成20年度	29,326千円	
	平成21年度	31,423千円	

	契 約 状 況	別表 6 参照	
	収 支 実 績	平成 19 年度	△ 9 0 千円
		平成 20 年度	7 8 0 千円
		平成 21 年度	1, 4 4 5 千円
改 築 ・ 修 繕 履 歴			
付 帯 施 設 等	温泉井戸（深度 1,200m）		
そ の 他			

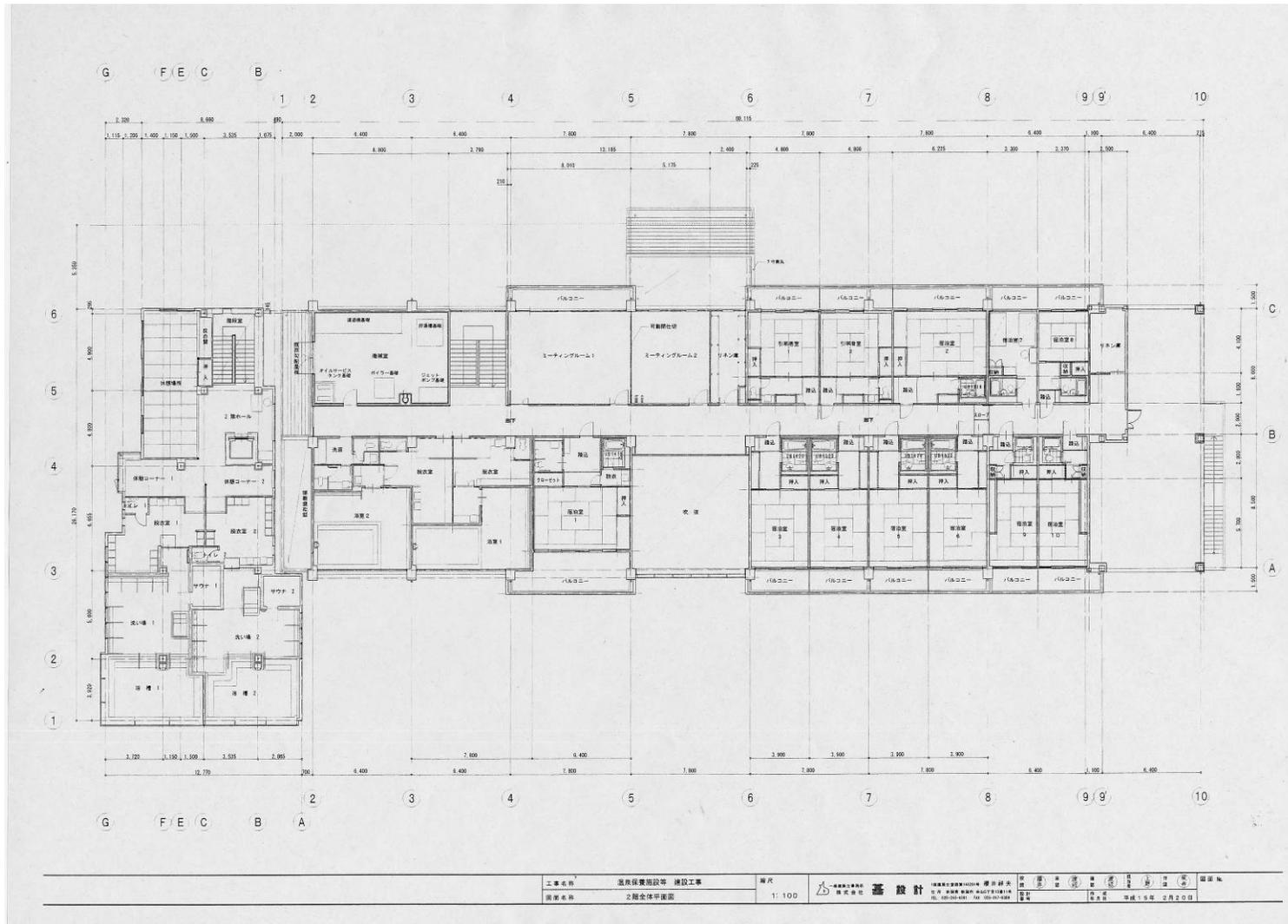
参考資料 1 施設図面 (外構平面図)



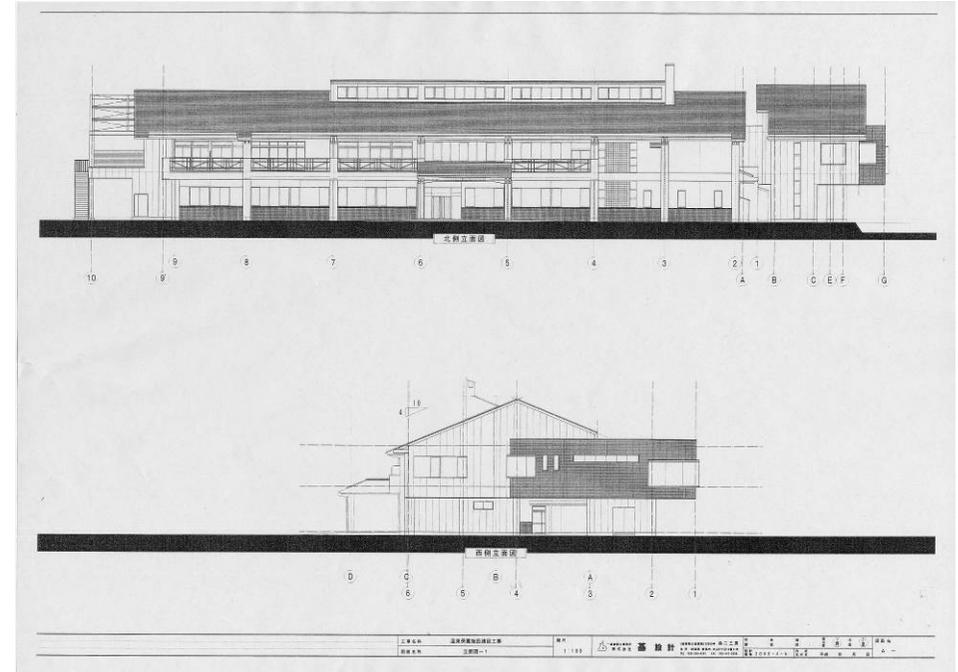
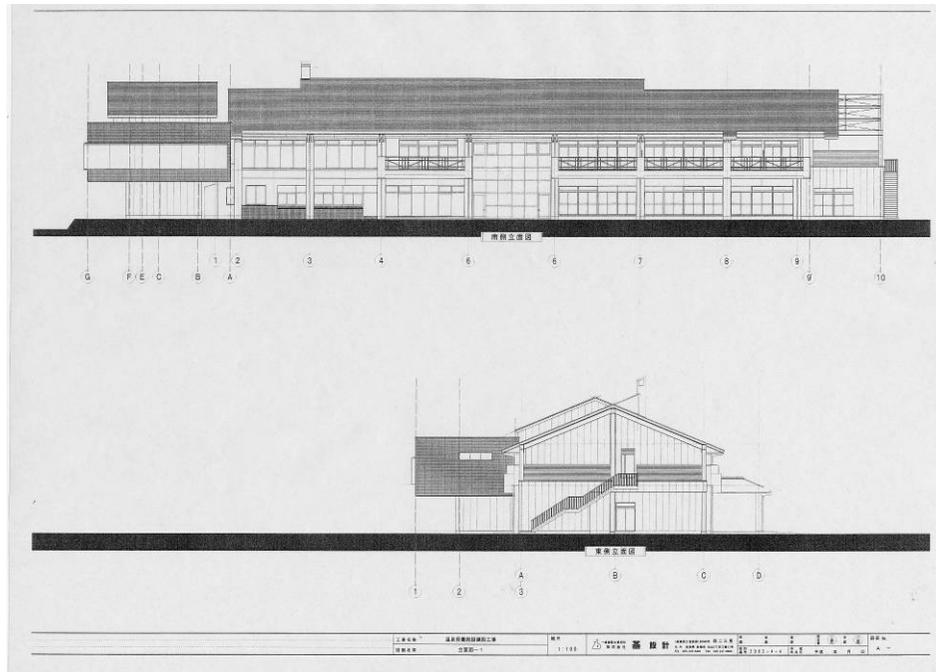
参考資料 1 施設図面 (1階平面図)



参考資料1 施設図面（2階平面図）



参考資料 1 施設図面（立面図）



別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(施設運營業務)</p> <p>1 目的外使用の許可</p> <p>(1) 佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年条例第67号。）及び佐渡市行政財産目的外使用条例施行規則（平成16年条例第61号。）の規定に基づく業務を行うこと。</p>	<p>(施設運營業務)</p> <p>1 利用許可及び利用の制限</p> <p>(1) 公の施設として常に平等な対応を確保すること。</p> <p>(2) 施設利用の予約及び利用状況を記録すること。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</p> <p>ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>ウ 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 利用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示を行うこと。</p> <p>（処分に不服があるときは、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に、市等を被告として提起することができる。ただし、処分の通知書を受け取った日の</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになる）</p> <p>2 利用許可の変更及び利用の中止</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>ア 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>イ 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>ウ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>エ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。</p> <p>オ 公益上必要があると認められるとき。</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>3 営業期間及び利用時間の遵守</p> <p>(1) 条例第6条及び第7条の規定によること。</p> <p>4 利用料金の徴収</p> <p>(1) 利用料金の滞納が発生した場合は責任をもって徴収すること。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>5 利用料金の改定 (1) 市長の承認を得ること。</p> <p>6 利用料金の減免 (1) 条例第13条の規定中「あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催する事業において利用するとき。 イ 前号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。</p> <p>7 ソフト事業等 (1) 自主事業 ア 地域との交流事業 イ その他、指定管理者が提案する事業</p> <p>8 広報及び営業等 (1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。 (2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。 (3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。 (4) 対面、電話、FAX等による集客を行うこと。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>9 利用に係る指導、助言</p> <p>(1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行なう諸手続に必要な助言を行なうこと。</p> <p>(2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。</p> <p>(3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。</p> <p>10 利用者の安全確保</p> <p>(1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。</p> <p>(2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。</p> <p>(3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。</p> <p>(4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。</p> <p>(5) 調理室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。</p> <p>11 職員の安全確保</p> <p>(1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。</p> <p>(維持管理業務)</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>1 日常清掃及び消耗品等の補充</p> <p>(1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を保つこと。</p> <p>(2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。</p> <p>(3) 冬季における駐車場の除雪を行うこと。</p> <p>(4) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。</p> <p>2 設備・備品等の保守管理</p> <p>(1) 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。</p> <p>(2) 適切に運転が行なわれるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。</p> <p>ア 消防設備総合点検</p> <p>イ 自家用電気工作物保安点検（50KW以下自主点検）</p> <p>ウ 簡易リフト保守点検（自主点検）</p> <p>エ パッケージエアコン保守点検（自主点検）</p> <p>オ 建築物定期調査 など</p> <p>(3) 定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。</p> <p>(4) 修繕記録を整理し、市に報告すること。</p> <p>3 保安警備業務</p> <p>(1) 利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。</p> <p>(2) 夜間及び休館についても保安警備を行うこと。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 必要に応じて現場確認を行うこと。</p> <p>(2) 定められた報告を求めること。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>(1) 運営協議会等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。</p>	<p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。</p> <p>2 文書管理</p> <p>(1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。</p> <p>(2) 業務に係る文書を適正に管理すること。</p> <p>(3) 指定期間の満了等に伴ない管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。</p> <p>3 事業計画・報告</p> <p>(1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。</p> <p>4 連絡調整</p> <p>(1) 市が実施する運営協議会等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。</p> <p>5 職員の管理</p> <p>(1) 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。</p> <p>(2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(その他業務)</p> <p>損害賠償の対応</p> <p>次の保険に加入し、保険料を負担すること。</p> <p>(1) 財団法人全国自治協会建物災害共済</p>	<p>理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。</p> <p>6 会計等</p> <p>(1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。</p> <p>(2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。</p> <p>7 経費の節減</p> <p>(1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。</p> <p>8 契約の変更</p> <p>(1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。</p> <p>(その他業務)</p> <p>1 損害賠償の対応</p> <p>(1) 市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。</p> <p>2 各種届出</p> <p>(1) 業務に必要な、消防署、保健所等への届など、各種手続きを行う</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等
保険内容	金額区分	負担者・負担割合	こと。
火災・落雷・破裂等・物体落下等・車両衝突・破壊行為・雪害・土砂災害（免責1万円未満、てん補60%）	1万円未満	指定管理者100%	
	1万円以上 20万円未満	指定管理者40% 保険60%	
	20万円以上	市40% 保険60%	
	1万円未満	指定管理者100%	
風水害（免責1万円未満、てん補30%）	1万円以上 20万円未満	指定管理者70% 保険30%	
	20万円以上	市70% 保険30%	
	3万円未満	指定管理者100%	
地震・噴火やこれらに起因する火災、損壊等（免責3万円未満、てん補9%）	3万円以上 20万円未満	指定管理者91% 保険9%	
	20万円以上	市91% 保険9%	

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等			
(2) 全国町村会総合賠償補償保険						
保険内容	身心		財物			
賠償責任保険 (施設の瑕疵 に起因する事 故の補償)	5千万円/人 5億円/事故		1千万円/事故			
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院		
補償保険 (市が行う業 務に起因する 事故の補償)	200万円	6~200万円	1~15万円	1~6万円		

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上の場合、20万円までの費用）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上の場合、20万円を超える費用）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表4 備品等I種(第10条関係)

種類	規格・構造	数量	備考
事務用机	プラス LA-W147D-32	2台	
座卓	ホウトク HCT013	8台	
机	ホウトク カムテーブルS EP411S	11台	
会議用机	ホウトク プレッタ FSB33M	1台	
会議用机	ホウトク プレッタ FSB31M	16台	
作業台	ウチダ UB-442L	3台	
ラウンジ椅子	コトブキ・ロビーベンチ FC-8305	5脚	
ラウンジ椅子	コトブキ・ロビーベンチ FC-8306T	2脚	
ラウンジ椅子	コトブキ・ロビーベンチ FC-8307T	1脚	
書庫	ウチダ パワーストレージ	1台	
書庫	ウチダ 11W型引き違い書庫	1台	
商品展示用棚	中日 ZHワゴン 15F	5台	
商品展示用棚	中日 ZHワゴン 15F	1台	
商品展示用棚	中日 HGハイケース	2台	
ビデオデッキ	ナショナルパナソニック V-SV1	1台	
液晶プロジェクター	ウチダ TG-2000	1台	
プロジェクター台	ウチダ 映写台 OT-100S	1台	
身障者用ベット	ウチダ アラウ電動ベット Q-103-U	1台	
身障者用ベットマットレス	ウチダ パラクマットレス KE-603-U	1台	
ポリッシャー	ヤマザキ・コンドルポリッシャー	1台	
車椅子	ウチダ 2-371-2513	1脚	
衣類乾燥機	サンヨー 衣類乾燥 CD-S45C1	2台	

全自動洗濯機	サンヨー 全自動洗濯 SW-45C	4台	
シューズボックス	プラス SL-24L	1台	
スクリーン	プラス KS-18 1800×1800	1台	
プリンターボックス	プラス FB-127B	2個	
コピー機	キャノン GP255F	1台	
パーソナルコンピューター	富士通 FMV-ME6/757	1台	
ポリッシャー	ヤマザキ・コンドルポリッシャー	1台	
車椅子	ウチダ 2-371-2513	1台	
レジスター	CA-1054R	1台	
机	ホウトク・サエラテープ DFT12S	2台	
集塵箱	1800×700×750・1200	1台	
カウンター	ホウトク インFORMATIONカウンター	1台	
時計	セイコー ホールロック JY501B	1台	
アンプ	パナソニック	1台	
マイク	パナソニック WX-4100A	2台	
マイクスタンド	パナソニック WN275	1台	
電話機(多機能電話機)	パナソニック VB-E411DP パナソニック VB-E411D	1台 2台	
電話機(電話課金装置)	パナソニック VB-5385A	1台	
テレビ	ナショナル パナソニック H-21-FB3	10台	
テレビ	ナショナル パナソニック TH-32FP20	2台	
テレビ台	ウチダ LL-120	1台	
テレビ台	ウチダ C-1200	1台	
テレビ	ナショナルパナソニック TH-36FP20(台付)	1台	
テレビ	ナショナル パナソニック TH-32FP15	1台	

テレビ	ナショナル パナソニック H-21-FB3	10台	
テレビ	ナショナル 21型 TH-21FB60	4台	
シンク	流し台 L1000	1台	
シンク	流し台 2400×650×860	1台	
シンク	流し台 1800×650×860	2台	
シンク	1槽 4-16	1台	
シンク	舟形 4-9	1台	
シンク	ソイルドシンク 4-38	1台	
シンク	3槽 4-5	1台	
シンク	1槽 5-4	1台	
流し台	1槽 4-23	1台	
ラック	倉庫 1-1 1820×460×1900	1台	
ラック	倉庫 2-1 910×610×1900	1台	
ラック	倉庫 2-2 1220×610×1900	1台	
ラック	倉庫 3-1 1070×610×1900	1台	
ラック	倉庫 3-2 1820×610×1900	1台	
冷蔵庫	ナショナル NR-D36D2	1台	
冷蔵庫	日本調理機 762×575×898	1台	
冷蔵庫	ナショナル NR-D36D2	1台	
冷蔵庫	日本調理機 1800×645×1920	1台	
冷蔵庫	日本調理機 1500×645×1920	1台	
ライスタンク	食品庫 750×600×800	1台	
ガスレンジ	日本調理機	1台	
ガス茹麺機	日本調理機	1台	

スープレンジ	4-25 500×600×450	1台	
ガスフライヤー	日本調理機	1台	
包丁まな板滅菌庫	日本調理機 600×600×1430	1台	
電気精米機	日本調理機 355×488×1200	1台	
炊飯器台	日本調理機 650×600×800	1台	
魚焼器	ガス式 4-19 978×400×602	1台	
スチームコンベクション	4-22 900×750×1360	1台	
電子レンジ	422×508×337	1台	
置台	450×600×800	1台	
調理台	1500×750×800	1台	
盛付台	1500×600×1800	2台	
盛付台	1600×600×800	1台	
脇台	550×600×800	1台	
脇台	750×600×800	1台	
下台	4-37 900×450×800	1台	
作業台	4-6 750×600×800	1台	
作業台	4-18 450×600×800	1台	
作業台	4-34 1350×600×800	1台	
作業台	4-7 1100×750×800	1台	
作業台	4-8 850×600×800	1台	
作業台	5-5 1200×450×800	1台	
移動台	4-29 600×450×800	2台	
吊戸棚	1800×350×600	1台	
ウォーマー	日本調理機	1台	

コールドテーブル	1200×750×800	1台	
コールドテーブル	1500×600×800	1台	
コールドテーブル	1600×600×800	1台	
クリーンテーブル	日本調理機	1台	
食器洗浄機	日本調理機 600×605×1385	1台	
食器滅菌保管庫	日本調理機 1050×550×1880	1台	
冷凍冷蔵庫	日本調理機 980×400×1473	1台	
製氷機	日本調理機 633×450×800	1台	
裂織機	4本柱タイプ	5台	
ハンギリ舟	すのこ、腰掛、水カキ、かい、 ケイビキ込み	4隻	
コインロッカー	ウチダ 1-302-0503	3台	
キッチンワゴン	ステンレス 460×910×1035	1台	
コーヒーメーカー	ボンマクサーモブローラー BMP-200	1台	
ナイトテーブル	ヒカリ OJ	2台	
ライティングデスク	ヒカリ OJ	4台	
バゲッジラック	ヒカリ OJ	2台	
ティーテーブル	ヒカリ OJ	2台	
アームチェアー	ヒカリ OJ	4台	
ナイトスタンド	ヒカリ OJ 2燈式	2台	
ベッドボトム	ヒカリ Sシングル	4台	
ベットマット	ヒカリ Sシングル	4台	
座卓	オリバー ZT-167	2台	
机	ハウトク ブレッタ FSB31M	3台	
清掃用具ロッカー	ウチダ・クリーンロッカーD型	1台	

化粧鏡	○ J	2台	
ベットカバー	1-M	4台	
事務用机	プラス LA-W107D-3	2台	
座卓	ホウトク 木蓮 FE954	2台	
座卓	ホウトク 福寿 FE931	39台	
ミーティングテーブル	コクヨ ST-2172	1台	
事務用椅子	プラス KB-E27SL	1台	
事務用椅子	プラス KC-E27SL	4台	
椅子	ホウトク・アルメニア DAS10(MP)	107台	
角椅子	ウチダ UW-802	20台	
椅子	シルバーアロー藤ヲクスツール N.123 ZST-27	6台	
椅子	木製ハイチェア	3台	
デスクチェア	ヒカリ ○ J	2台	
デスクスタンド	ヒカリ ○ J	2台	
書庫(棚)	ウチダ 11型引違い書庫	1台	
清掃用具棚	ウチダ・クリーンロッカーD型	2台	
レンジ台収納庫	タイガー RCM-E560	1台	
テレビ台	パナソニック TY-GN2103	6台	
テレビ台	プラス HN-1R	4台	
テレビ台	ナショナル 21型用 TY-GN21031	2台	
食器棚	食器棚 590×290×1800	1台	
書庫(棚)	プラス 軽量棚 L-6420-5	3台	
書庫	プラス 軽量棚 L-6620-5	1台	
棚	プラス L-6620-5	8台	

ラタンランドリー	オリバー 65-300-24	4台	
金庫	プラス CB-020F	4台	
金庫	コクヨ キーロック HS-11KN	8台	
耐火金庫	コクヨ HS-11KN	4台	
キーケース	コクヨ KG-2FI	1箱	
キーケース	スギタ	1箱	
プリンターボックス	コクヨ PX-F430PIG	6個	
プラントボックス	コクヨ PX-21F1	2個	
更衣ロッカー	プラス LK-32	2個	
ホワイトボード	コクヨ BB-H634MW1	1台	
ホワイトボード	ITO PHW-F361F	2台	
行事案内板	ウチダ 案内板 300型	1台	
ロビーチェア	プラス LS-9700S	11脚	
プリンターボックス	プラス LS-9709SP	2個	
囲碁セット	伊藤大 盤30号	2盤	
テレビ(台付)	ナショナル TH-32FP50	1台	
扇風機	ナショナル F-K401W	2台	
マイクロバス(29)人乗り	三菱ローザ、ロング、ハイ	1台	
シューズボックス	コクヨ SX-K4F1N	1個	
つい立て	SC-10N	2台	
マッサージチェア	ナショナル EP-3205-K	1台	
片袖机	プラス LA-W107D-3	1台	
カップボード	オリバー 75-388-22	1台	
人工植物	コクヨ PX-GBD18	1台	

人工植物	コクヨ PX-GBD18	1台	
マッサージチェア	ナショナル EP-1260-K	1台	
行事案内板	プラス RW-B12WH	4台	規定以外
案内板（両面型）	プラス RW-B12	2台	
テーブル（バー・スタンド）	松葉 NTC-04	12台	
プレート	扇型 行書体太 NTC-09（松）	12枚	
炊飯器	タイガー 炊飯ジャー PR-6DSS	1台	
炊飯器	ガス式 4-14	2台	
炊飯器	タイガー IH炊飯ジャーJ10-B180	1台	
電子レンジ	日立 MRO-X550	1台	
保温ジャー	4-32 435×358×270	1台	
ガスコンロ	リンナイ ガステーブル	1台	
カセットコンロ	タイガー CTK-A280	10台	
電気ポット	ナショナル NC-ER22C	9個	
ポット	ボンマックポット BMYA-25BB	1個	
電気ポット	ナショナル NC-ET22	4個	
置台	4-28	1台	
脇台	5-2 450×450×800	1台	
シンク	L=600 洗濯室	1台	
お膳	新長岡京膳	80膳	
お膳	高月膳	80膳	
電気コタツ	ナショナル DK-S80AXI-T	2台	
コタツ布団	セット	2枚	
コタツ布団	中掛・外掛	2枚	

扇風機	日立 B-K30M	2台	
掃除機	日立 CV-WD6	1台	
掃除機	日立 CV-G2	1台	
ワークステップ・脚立	プラス PP-18	1脚	
ワークステップ・脚立	プラス PP-9	1脚	
電話台	コクヨ TT-KA10	1台	
傘立	コクヨ US-A162	1個	
傘立	コクヨ US-A163	1個	
コートハンガー	コクヨ CH-8N	1台	
コートハンガー	コクヨ CH-10N	3台	
新聞掛	プラス 新聞掛 SP型	1台	
新聞掛	プラス SD-1型	3台	
パンフレットスタンド	コクヨ ZR-PS111N	1台	
衣装盆	木製盆	8枚	
衣装盆	木製 ケヤキ塗	4枚	
マガジンラック	ライオン AS-80MG	1台	
ワゴン台	コクヨ YX-BN34W	2台	
ワゴン台	コクヨ YX-W90W	2台	
ワゴン	ウチダ 2-334-2002	1台	
手押車	コクヨ TK-11	1台	
スコーキングスタンド	コクヨ SS-302N	2台	
ユニット台	コインライイドリー用・SDS-401	2台	
茶しつ	シルバーアロー BTY-31	15個	
多穴機	コクヨ TP-30	1台	

ペーパーカッター	ウチダ 1-113-016-11	1台	
布団	掛布団・ウール50% 150×200	67枚	
布団	敷布団・ウール50% 100×200	67枚	
布団	マイヤー毛布	57枚	
ベット用毛布	S	4枚	
ベッドボード	ヒカリ OJS	4枚	
毛布	マイヤー	12枚	
身障者用ベット	掛布団	1	セット
	ベッドパット	1	
	マイヤー毛布	1	
	枕	1	
ライフジャケット	プラス TK-24A	20枚	
ライフジャケット	プラス JR13B	20枚	
メガホン	ナショナル WD-65B	1個	
卓上型マイクスタンド	パナソニック WN-431	1台	
囲碁セット	銀鳥産業 336-14	2盤	
将棋セット	銀鳥産業 336-04	2面	
麻雀テーブル	伊藤大 820型	2	セット
麻雀牌	クローバー 33-08	2	
電動ミシン	日立 HJ-008	1台	
電話機	パナソニック VA-502	20代	
畳	ユニット畳	17枚	
畳	ユニット畳	1枚	
	そば打ち台・松材 910×910×200	10	

そば打ち台	そば打ち台・松材 230×910×25	10	セット
	そば打ち棒 L=1080	10	
時計	セイコー KH406S	2個	
時計	セイコー KH212B	14個	
時計	セイコー KS463S	6個	
時計	セイコー KS779	3個	
時計	シチズン 4MG824	2個	
コントロールパネル	ヒカリ OJ	2枚	
ミーティングテーブル	ウチダ ST-2172	1台	
座卓	コクヨ KT-43RTNN	6台	
椅子	プラス KC-NE27SEL	1脚	
プラントボックス	コクヨ PX-21F1	4個	
書棚	プラス P-6615N-5	1台	
行事案内板	コクヨ GB-54F1	1台	
行事案内板	プラス RW-B12	2台	
パーティションポール	コクヨ GB-PS10JN	6個	
ロープ	コクヨ GB-PR1W	3本	
掃除機	ナショナル MC-G100 (業務用)	1台	
マガジンラック	プラス MS-600	1個	
高圧洗浄機	K-205PLUS	1台	
将棋セット	プラス 盤30号	2面	
絵画「パンジー」	佐和田・逸見チズ子	1枚	装飾品等
絵画「みち」	徳和・安藤明生	1枚	
絵画「花の小径」	静岡県・佐々木功	1枚	

絵画「イルカと遊ぼう」	東京都福生市・稲垣スエ	1枚	
絵画「秋の高倉山」	埼玉県・柳原賢作	1枚	
絵画「赤泊港」	佐和田・池田克二	1枚	
絵画「赤泊漁港」	佐和田・田中足穂	1枚	
「ふるさと赤泊」	パッチワーク	1枚	
「高砂」	新潟市・中西桂舟（明子）	1枚	
「瑞氣集門」	南新保・菊地耕心（六嘉）	1枚	
「和歌一首」	南新保・菊地春陽（陽子）	1枚	
「白雲蒼海」	佐和田・安藤海雲（猛）	1枚	
「般若心経」	徳和・村川紅葉（幸雄）	1枚	
「深謀遠慮」	真浦・金子洸栄（久栄）	1枚	
「遊雲驚龍」	渋谷区・荒井斎洸（改子）	1枚	
絵画「SHIMA」	西川町・信田俊郎	1枚	
「若山牧水歌」	東京調布市・林嘉子	1枚	
「諸行無常」	赤泊・金子嘯風	1枚	
「壺」	岡山県倉敷市・金子俊男	1枚	
掛け軸		1枚	
歌		1枚	
置時計	共栄・遠藤建設共同企業体	1枚	

